

第12章 イギリスのムスリム・コミュニティと教育 ——「集住」と「隔離」に揺れるイギリス

佐久間 孝正

はじめに

フランスの人口社会学者エマニエル・トッド (Emmanuel Todd) は、ヨーロッパの移民受け入れ大国ともいえるイギリス、フランス、ドイツの受け入れの特徴を次のように評したことがある。イギリスは色にこだわり、フランスは文化を重視し、ドイツは血統にこだわる。その上でイギリスは、移民労働者を「隔離」しながら受け入れる、と¹。

これは現在でも、なかなか意味深長なものを含んでいる。イギリスは、たしかに色、すなわち人種にこだわり、統計類でも白人や黒人という色分けをするし、20世紀最大の差別禁止法も「人種関係法 (Race Relations Act)」なり、「人種関係 (修正) 法」として公布されている。フランスの受け入れは、同化を基本とし、エスニックごとの統計は違法とされ、むしろこだわるのはエスプリなり文化、共和国精神への忠誠である。ドイツは、ヨーロッパにははるく国籍法に血統主義的なものを残し、憲法が改正されトルコ系移民労働者に国籍が付与されたのは、20世紀末 (1999年) のことであった。

ヨーロッパを代表する3国も、決して同一ではなく多様である。ここでは、トッドにより色にこだわり、隔離しながら受け入れるとされるイギリスの移民労働者の近年の特徴と教育の課題をみてみたい。

1. 「集住」「隔離」とは

たしかにイギリスには、集住化や隔離化に関しそれを表現する独自の言語が数多く存在する。カプセル化 (encapsulation)、自己隔離 (self-segregation)、アパルトヘイト (apartheid)、ゲットー (ghetto)、セグリゲーション (segregation)、セグメンテーション (segmentation) と類似の言語にこと欠かない。これは、日常的にこのような言語で表現される空間が数多いことを示す。

集住と隔離は、社会現象としては同一の事態を指す。特定の民族があるエリアに集中して住む、いわゆる集住は、他の民族との隔離、他の民族と接触しないで日常生活が可能なことを示す。集住と隔離は、社会現象としては、コインの表裏の関係にある。

2. 集住化の促進要因

イギリスの移民受け入れに関し、このような現象をもたらした要因は何か。大きくみれば、これまで2つの要因が指摘されてきた。1つは、選択理論 (choice theory) と呼ばれるもの

で、移民集団はそれぞれ固有の文化、宗教を担って入国するので、イギリスにきたからといってすぐに「英国的生活様式 (British way of life)」が採用できるわけではない。日常的な食生活から道徳、隣人との関係、日々の宗教行為は故郷から受け継がれる。こうした生活規則は、食料品 (例えばハラールフード) を入手すること自体、単独では不可能である。自らの生活文化を守るために、同郷の者は集住する。

これに対し、エスニックな集中をイギリスの住宅政策に求める者もいる (拘束理論、constraint theory)。イギリスは、マーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 前首相の時代に公営住宅を大幅に民間に払い下げたが、以前の福祉政策の影響もあり、公営住宅が充実している。しかし、新型の公営住宅も建設され、かつての旧市街地、インナー・シティの旧住宅は、1980年代、90年代に居住していた住民に優先的に売却された。

イギリス中西部にまたがる老朽化した公営住宅 (back to back house) や、ロンドンならイースト・エンドのような公営住宅がその代表になる。イギリスの建物は、レンガ造りのため、地震には弱くても風雪には100～200年単位でもつ。19世紀に建設された公営住宅が、移民労働者に優先的に割り当てられたのである。

もともと公営住宅に移民労働者が入居できた背景には、60年代と70年代に続々とイギリス社会に登場したインド亜大陸出身のイスラーム系住民が、方々に拡散し、統制が不可能になるのを避ける狙いもあった。一神教に慣れているイギリス人にも、ハラールフードを入手するため、自ら鶏を入手し、「アッラー・アクバル」の祈りのもとに一刀両断に誅首する調理法は、近所のイギリス人に不気味に映った。こうして特定のエスニック・マイノリティが、特定の地域に集中するようになった。

前者がエスニックな生活文化を守るため、自ら選んだ、主体的選択によるとすれば、後者は、イギリスの地方自治体がらみの客観的要因による集住といえる。こうした2つの要因を媒介する形で、集住と隔離化を一層強化したのは、60年代から70年代にかけて強化された「移民制限法」の存在である。移民制限法は、文字通り海外からの人の出入りを厳しくするものだが、イギリスでは、「意図せざる結果」として受け入れ国での家族再結合 (family re-unification) を促進させ、妻や子どもをイギリスに呼び寄せることになった。

イギリスでの家族再結合が、集住なり隔離をより強化することになったのはなぜか。それは、イギリス移民の圧倒的多数を占めた20世紀の移民が、インド亜大陸からのものだったことにある。インド亜大陸は、その面積をヨーロッパに移して考えると、西方のイベリア半島からスカンジナビア3国を除く東欧圏までをすっぽり含むが、イギリスへの移民排出地域は4つの地域に限定される。

バングラデシュは、首都のダッカではなく、北部アッサム地方に隣接するシルヘットであり、インドは、グジャラート、東パンジャブ (シクの多いアムリットサル周辺)、パキスタンは西パンジャブ、さらにアフガニスタンにまたがる北西辺境州である。なぜこれ

らの地域に限定されるかは、ここでは問わない。問題は、これらの代表的なイギリスへの移民排出地域が、ビラーデリイ (biraderi) と呼ばれる同族結合の強い、典型的な農村部だということである。

途上国の農村部出身の女性にとり、高学歴者は少ない。かの女らが夫の出稼ぎ国に来て、同伴家族の子どもの就学や就職、日常的な食生活等の切り盛りをすることになる。地域の教育委員会やハローワークに行き、英語を巧みに操り学校や就職先を見つけるのは、先進国の女性であっても、途上国の女性には困難である。かくしてかの女らには、同郷の先に来た婦女子との情報交換が不可避になる。

特定エスニック集団の集住は、遠隔地ナショナリズム (Long Distance Nationalism) の温床とか、隔離空間の出現と非難されるが、まずはこうしたマイノリティにとり、受け入れ先における社会生活上の不可避の空間となった。その後、移民制限が厳しくなると、このような同族組織は娘を使ったアレンジド・マリッジ (arranged marriage) による同郷からの働き盛りの男子労働者調達のシステムと化する。

イスラームでは、親類同士の族内婚が理想とされる。イギリスで生活している娘の配偶者として、同郷から同族の成年男子を迎え入れるのである。当然このような結婚には、親の意志が強く働くから、アレンジド・マリッジならぬフォースド・マリッジ (強いられた結婚、forced marriage)、すなわち強制的な結婚になる可能性も大きい。いや、結婚するまで会ったこともない、ブラインド・マリッジ (目隠しされた結婚、blind marriage) も少なくない。

凄惨な「名誉の殺人 (honor killing)」が、今なおイギリス社会でも繰り返されるのは、娘たちが、故郷からの若い男子労働力の調達の道具とされていることを物語る。白人青年との自由恋愛は、家族にも郷里の同族にも重大な損失をもたらす。許されないのだ。これが決して過去のものでないことは、かれらの間に残る女性を「名誉の貯蔵庫」にみる「文化」である。パンジャブ地方には、娘たちをいかに故郷の「伝統」に染め上げるかで、家の品格が問われる「イッザト (izzat)」と呼ばれる独特の「威信装置」がある。イギリス移住後もいかに祖国の「文化」に忠実にしつけるかで、祖父母や両親の品格が問われるのだ。親たちのコミュニティ内での序列も、娘たちへの教育いかんによって決まる。

いずれにしても、初期の入植者の集住と隔離の空間 (コミュニティ) が、このような形で再生産され、今世紀においてもそのまま持続しているところに、インド亜大陸の強い伝統と、トッドのいうイギリス的受け入れの特徴がある。

3. 集住の現実——過去と現在

今、これらの前世紀の隔離空間が未だに持続していると述べた。なぜそういえるのか。下記の表は、イギリス中西部のマイノリティの多い都市、なかでもパキスタン人の多いブ

ラッドフォードと、バングラデシュ人の多いロンドンのイースト・エンド、タワー・ハムレッツ地区の21世紀にとられた2度の統計である。依然として白人や黒人として分類することもさることながら、特定のエスニシティが、特定の地域に集中していることがわかる。

表1 地方都市ブラッドフォードのマイノリティ

		2001年		2011年	
		人口	%	人口	%
白人	ブリティッシュ	355,684	76.06	333,628	63.86
	アイリッシュ	3,479	0.74	2,541	0.49
	ジプシー & トラベラー			433	0.08
	その他の白人	6,878	1.47	15,715	3.01
アジア系 ブリティッシュ	インド人	12,504	2.67	13,555	2.59
	パキスタン人	67,994	14.54	106,614	20.41
	バングラデシュ人	4,967	1.06	9,863	1.89
	中国人	896	0.19	2,086	0.4
	その他のアジア人	2,932	0.63	8,031	1.54
・・・略					
総計		467,665	100	522,452	100

表2 ロンドンのタワー・ハムレッツのマイノリティ

		2001年		2011年	
		人口	%	人口	%
白人	ブリティッシュ	84,151	43	79,231	31
	アイリッシュ	3,823	2	3,863	2
	ジプシー & トラベラー			175	0
	その他の白人	12,825	7	31,550	12
アジア系 ブリティッシュ	インド人	3,001	2	6,787	3
	パキスタン人	1,348	1	2,442	1
	バングラデシュ人	65,553	33	81,377	32
	中国人	3,573	2	8,109	3
	その他のアジア人	1,767	1	5,786	2
・・・略					
総計		196,106	100	254,096	100

(出所) 表1、2とも各種資料を基に筆者作成。

表1をみると前世紀の集住化は、今世紀も続いているのがわかる。イギリス中西部は、インド亜大陸出身者が多いことで知られる。そのなかでもパキスタン人、なかでもアザー

ド・カシミール出身者が多い。ブラッドフォードをみる限り、この傾向は今世紀になっても変わらない。21世紀になってからも、ここ10年のあいだに、パキスタン人だけで3万8,000人以上も増えている。すべてが新規入国者とは限らず、2世、3世の子どもが結婚しその子どもたちも含まれるが、新規入国者もいる。その多くは、ブラッドフォードに来て、故郷の親類縁者の周りに住む。

どうして新規入国者があとを絶たないのか、それは前述したイスラーム系の婚姻の形態による。イスラーム系では、親類同士の族内婚が理想だと述べた。この婚姻形態が、入国制限の厳しい近年、働き盛りの身内の成年男子を入国させる戦術に応用される。多文化政策は、当然、エスニックごとの言語のみならず、婚姻の形態も尊重されなければならない。こうして入国に成功した夫婦には、若者が多く、かくして子どもも増えることになる。

また表から、同じインド亜大陸でもイギリス中西部の町にバングラデシュ系が少ないこともわかる。バングラデシュの多くは、ロンドンのイースト・エンドに集住している。ここでも、依然として集住する町や地域が異なる。

イギリスの白人は減っており、これはイギリス全体の傾向とも合致する。しかしイギリスの人口が、全体として増加しているのは、マイノリティの人口が増えているからである。またその他の白人が増えているのは、東欧圏の入国者が増えているからで、かれらは白人に分類される。

アイリッシュは、漸減傾向にあるが、これは近年のアイルランドの経済成長を一面で物語る。イギリスに来なくてもよい経済状況の表れと、さらにイギリスの「国籍法」による。イギリスでは、2世がイギリス生まれの場合は、イギリス国籍が取得できる。中国人が増えているのは、イギリスの他の都市も同じで、中国の海外戦略を示す。

一方、表2のロンドン、イースト・エンドをみると、ブラッドフォードとは異なる傾向が読み取れる。これまでとの関係で目を引くのは、パキスタン人が少なく、バングラデシュ人が多いことである。タワー・ハムレッツでは、バングラデシュ人がイギリス人を抜いてマジョリティになっている。バングラデシュ人は、イングランド全体では0.8パーセントなのに、ロンドンでは2.7パーセントと膨れ上がり、タワー・ハムレッツでは、1つのエスニック・マイノリティだけで、マジョリティのイギリス人を抜いている。バングラデシュ人の集中のすさまじさがわかる。

タワー・ハムレッツではパキスタン人は少なく、住み分けしていること、同じインド亜大陸出身者であり、同じムスリムにもかかわらず、集住地域が異なる。ロンドンもまた他の白人が増えており、これは中西部同様、東欧圏やEU加盟国の白人の増加による。バングラデシュ系に限らずインド亜大陸出身者が増えているのは、他の地域同様、新移民もさることながら、かれらが若く結婚等による家族人数の増加による。

バングラデシュ人がここ10年で1万5,000人も増えているのに、総パーセントで微減な

のは、他の特に東欧圏のマイノリティが増加していることによる。ということは、新規移民労働者も入国後定住する所は、マイノリティがこれまでも多く居住しているエリアになる。その方が、日常不可欠な食事や衣服等の必需品が入手しやすいからである。

イギリスの古くからマイノリティが集中するインナー・シティの居住空間は、レンガ造りゆえに長期使用に堪えられるため、次々に新規移民労働者が利用する所となり、容易にゲットー化する。こうしたところで2世、3世が育つことは、かれらの人格に大きな影響を与える。2世、3世はイギリス国籍取得者である。同じイギリス人でありながら白人の同級生を越えられない壁の存在は、所詮この国においては、自分は2級市民にしかねれないとの心の歪みを与える。

若者が故郷の宗教や文化に回帰するのは、このようなときといわれる。これまでは、何とかしてマジョリティに近づこうとしても、どうにもならない壁があるのに、同じく独自の文化、歴史をもちつつも、祖父母の国はいつでも受け入れてくれる。先祖の文化、宗教に自信をとり戻し、回帰するのだ。これには、仲間や聖職者の存在も大きい。

4. 教育界へのインパクト

イギリスの戦後の大きな教育施策の変化をみると、5段階に分けて考えることができる。1つは、戦後の1945年から65年頃までの、「同化」の時期（Assimilation Perspective）である。同化といったけれど、特段何の独自の政策もとらなかった時期である。これには、戦前の移民労働者の果たした役割がある。戦前のイギリスの二大移民グループは、アイルランド人とユダヤ人であった。かれらの特徴は、言語に慣れると自然に「イギリス的な生活様式」を取り入れたことである。そこで、40年代後半からイギリスに入国してきたカリブ系はもとより、インド亜大陸出身者も同様の軌跡をたどると考えられたのである。

ところがインド亜大陸系は違った。かれらは、英語に習熟しても容易に「イギリス的な生活様式」になじまないどころか、祖国の生活を遵守した。イギリス人もやがて、インド亜大陸出身者のイギリス人とは異なる、強固な独自文化の存在に気づく。そのとき同時に、グレート・ブリテン島自体も、多様な文化からなることにも気づく。すなわちグレート・ブリテン島自体、イングランド、ウェールズ、スコットランドからなり、それぞれ独自の文化が存在している。容易にイギリス化しないインド亜大陸の文化は、スコットランドの文化がイングランド化しないことと同じと気がついたのである。したがって、1965年から75年頃までのイギリスは、文化的な多様性を認める複合文化施策（Cultural Pluralism）の時代といってよい。

しかし、プルーラルな文化を認めることは、マイノリティに独自の文化を継承する権利を認めたことを意味しない。そのあいだにもマイノリティは、家族再結合の時代を迎え、移民コミュニティは、ますます大きくなっていった。このようなコミュニティで2世、3

世も大きくなるにつれて、マイノリティにも固有の言語や文化、宗教を継承する権利を認めさせようとする運動が盛んになる。わけてもこの運動に弾みをつけたのは、1976年に成立した「人種関係法」である。この法律は、過去2度の「人種関係法」を是正したものであり、マイノリティをマジョリティと区別し、別待遇にすることを禁止した。マイノリティは、この法律によって、自分の言語や文化、宗教を継承する権利を得たことになる。1970年代半ばから80年代半ばは、イギリスの多文化教育施策（Multi-cultural Education）の時代といわれる。

マイノリティの多い学校を中心に、教室の後ろに同級生の出身国の宗教的なシンボルや食材、装飾品が陳列されるようになる。しかし、そのあいだにもマイノリティの数が増すようになると、マイノリティの多い自治体を中心に、イギリス教育界の構造的な差別に目が向けられ始める。すなわちマイノリティの比率が、イギリス全体の5パーセントを突破すると、学校や教育委員会にどれほどマイノリティが採用されているかが関心の的になる。教育界の差別を解決するには、教育施策に影響を与える教育委員会の職員や教員にもっと多くのマイノリティを採用すべきと考えられたのである。こうしてイギリス教育界は、1980年代後半から90年代にかけて、反人種差別教育（Anti-Racist Education）の時代を迎える。

すなわちイギリス教育界の根本問題は、教室の隅に生徒の出身地域の嗜好品や宗教的シンボルを陳列することではなく、構造的な差別に目が向けられたのである。同時に多文化教育論者と反人種差別教育論者のあいだで、激しい論争も行われた。

反人種差別教育論者が、多文化教育論者を陳列主義者と揶揄すれば、後者は前者を「黒」は善で、「白」は悪と単純化し、教育を政治化し、多文化理解という長期を要する運動を妨げているとした。近いものの対立は一層熾烈を地で行く批判の応酬であった。

こうして前世期末の運動が終わると、21世紀の混乱を象徴する出来事が起きる。2001年、マイノリティが集中しているイギリス中西部で大暴動が起きたのである。この暴動で明らかにされたのは、イギリスの多文化施策が、「並行社会（parallel society）」をもたらしている現実である。ここでにわかに、並行社会という概念がクローズアップされてくる。並行社会とは、社会に複数の文化があり、複数の集団があるものの相互に交流がなく、各コミュニティが切断されたまま別個に存在している状態のことである。

例えば中西部の都市では、二度とこうした暴動が起きないように事件の調査委員会が設けられたが、席上、マイノリティのある委員は、自分のような者ですら他文化の人と接触する機会は、本日の委員会終了以降、次回の委員会まで存在しないことを告白したのである。すなわちイギリスの多くの都市に散在する移民コミュニティの成員は、ほとんど他文化の成員と接触する機会のない現実が、白日の下にさらけ出されたのである。近年まれにみるイギリス中西部の暴動の原因は、日ごろから異文化コミュニティのあいだで何ら交流

することのない、他文化への反感・憎悪だけが肥大化する並行社会に原因が求められたのである。たとえ本暴動の調査が進むにつれ、プロによる扇動がちらついても、そうした挑発には、分断されたコミュニティには無力だったのである。

5. 多文化主義の批判

かくしてイギリス的な多文化主義や反人種差別教育にも深甚な反省が迫られた。イギリス社会には、たしかにさまざまな多文化が存在しているが、そこでいわれる多文化主義とは、お互いが交わることなく、送り出し国の文化を継承し、それぞれの文化を主張する権利と揶揄されるようになる。

つまりイギリスの多文化主義とは、「異なった文化からなる異なった人々が、お互い存在しつつも協力し合わず、相互交流もない状態のこと。かれらはお互いに異なる服装をし、宗教的な儀礼、料理等々を知ってはいるけれど、理解しようとしなければ、深いレベルで関係しようとしないうこと」とされたのである²。もともと多文化主義とは、社会のさまざまな文化が交流し、それぞれの文化が変わることなのに、一切交流することなく、独自の文化を守ることだとされたのである。

かくしてイギリスでは、多文化主義バッシングが始まる。なかでも大きな影響を与えたのは、前人種平等委員会（Commission for Racial Equality）委員長トレバー・フィリップス（Trevor Phillips）の警告である。かれは「多文化主義（multiculturalism）は、〈社会を〉分裂（separateness）させる」、われわれは「一つの共通の文化（a common culture）」をもたなければならない。このままではUKは、人種と信仰によって分解されると警告した³。また多文化教育研究者のトムリンソンも、イギリスを「分裂の王国としてのブリテン（Britain as a disunited Kingdom）」と呼び、多文化が多分化、多分解に転じることを警告した⁴。

6. 今後の課題

イギリスは地方自治の国である。反人種差別教育の盛んな自治体が、それだけいっそう反省を迫られたわけではないが、人種の融合を理想としていた自治体から新たな対策が出されてくる。ある自治体による2008年の「コミュニティと地方自治（Communities and Local Government）」では、「コミュニティ結合（Community Cohesion）」の重要性が指摘された。コミュニティ結合とは、各コミュニティ成員の文化背景が異なっても平等な生活のチャンスがもて、個人の権利と義務を自覚し、お互いに信頼しあい、地方自治体の公平な施策に信頼を寄せつつ、地域に対する共属の想いと未来共有の観念をもつこと、多様な価値を承認するとともに自分の所属するコミュニティに共通の価値を見出していくこと、異なる人々とのあいだで積極的な交流を行うこととされる⁵。

これは、イギリスに定住しながらも祖国の文化や宗教へ帰属するのではなく、自分が生

活している地域の文化や伝統を尊重すること、その上で共通の規範や法、秩序に服する自覚の要請である。はじめに述べたようにフランスの人口社会学者、エマニュエル・トッドは、イギリスはマイノリティを隔離しながら受け入れると述べたが、結果としてマイノリティは、マジョリティの文化と隔離されたまま祖国の文化を色濃くとどめて生活している。近年の多文化主義批判は、社会のこのような多文化並列主義を戒めたのである。

コミュニティ結合が、前述のような試みとすれば、このような理念は若いときから教育する方がいい。そこで2007年には、学校教育への諮問としてアジェグボ・リポート (Ajebo Report) がだされ、地域や社会の多様性とコミュニティ結合の重要性が強調された。つまり多文化・反人種差別教育からコミュニティ結合教育重視への移行である⁶。

また2008年9月からは、その教授内容も「教育、子どもへのサービス及び訓練基準委員会 (The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills: Ofsted)」、通称教育基準協会と呼ばれるものの審査を受けるようになった。また07年の「統合と結合の協議会 (Commission for Integration and Cohesion)」では、結合 (Cohesion) は、諸価値の異なる個人及び集団のあいだで、地域と国家の将来に対し共通の観念を保持し、諸個人が強く地域に対する権利と責任の意識をもち、地方制度への信頼と、利害調整に関する公正な信頼の醸成と定義されていく⁷。

かくしてコミュニティ結合は、2006年の「教育査察法 (Education and Inspection Act 2006)」により、2007年9月の新学期から義務化されることになった。

だが今さら、これらの措置がなぜ必要か、一般の人々には解せない点も多いのではないか。それほどまでに、イギリスのインド亜大陸出身者やイスラーム系居住者は、同郷ごとに親族的、部族的、ビラーデリイ単位ごとのつながりが強く、イギリス入国後も地域住民であり、市民であり、市政に関心をもち、市政への積極的な参画が義務とは考えなかったのである。

コミュニティ結合とは、どの人間にも部族的なつながりの前に、地域の住民として自覚し、独立の市民として行動することが求められている。こうしたことが今なお強調されるところに、イギリス的受入れの隔離化の特徴があり、これが遠隔地ナショナリズムなりホームグロウン・テロリストの温床とされている。こうした家庭でも地域でも分断された孤独な若者に、プロの扇動家が介入すると、にわかに過激化に走る下地がある。

イラクやシリアからまた新たな難民が押し寄せる時代を迎え、どこまで隔離化による受入れが是正されるか、正念場を迎えている。

— 注 —

- ¹ Emmanuel Todd, *Le Destin des immigrés: Assimilation et ségrégation dans les démocraties occidentales*, éditions du Seuil, 1994 (石崎晴己・東松秀雄訳『移民の運命—同化か隔離か』(藤原書店、1999年)、168頁。
- ² Michael Mitchell, *Ethnic Diversity in the UK: An Imagined Community?*, Langenscheidt, 2010, pp. 6-7, 22.
- ³ Sally Tomlinson, *Race and Education: Policy and Politics in Britain*, Open University Press, 2008, p. 161.
- ⁴ Ibid., p. 161.
- ⁵ Institute of Community Cohesion, *Building Community Cohesion in Britain: Lessons From iCoco Local Reviews*, 2009, p. 5. 佐久間孝正『多文化教育の充実に向けて』(勁草書房、2014年)第3章。
- ⁶ Keith Ajegbo, Dina Kiwan and Seema Sharma, *Diversity in Schools: Diversity and Citizenship*, *Curriculum Review*, 2007, pp. 16-18.
- ⁷ Institute of Community Cohesion, p. 6.